

平成30年10月5日

お客さま各位

群馬県信用組合

「振込規定」改定のお知らせ

平素は群馬県信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。
当組合では、振込機（ATM）における他金融機関あて振込み取扱時間拡大に伴い、平成30年10月9日（火）より振込規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

第4条（振込通知の発信）

改定前	改定後
(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。	(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。 ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以 上